令和2年9月10日 こども青少年局・教育委員会 こども青少年局

放課後キッズクラブ事業の質の向上に向けた取組について

1 趣旨

小学校施設を活用した放課後の居場所である放課後キッズクラブの全校設置が令和2年4月に 完了したため、次は、利用者のニーズ等に応じた質的充実を図ることができるよう見直しに取り組 みます。

見直しにあたっては、平成30年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査等の分析結果や、「子ども・子育て会議 放課後部会」を中心とした関係者の皆様との議論を踏まえながら、4年度に向けて事業の見直しを進めてまいります。

【参考1】「放課後キッズクラブ」の概要

キッズクラブは、全ての児童に「遊びの場」を提供する「放課後子供教室事業」(区分1)と、留守家庭児童等に適切な「遊びの場」と「生活の場」を提供する「放課後児童健全育成事業」(区分2)の、異なる2つの事業を一体的に実施しています。

(事業名放課後キッズクラブ(運営形態)(公設民営)		【参考】放課後児童クラブ (民設民営)	
		区分 1	区分 2	-
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場	生活の場
	利用条件	当該校に通学している児童及び 当該校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加 え、 <u>留守家庭児童</u> であること。	<u>留守家庭児童</u> であること。
利用	平日	放課後~ <u>午後5時</u>	放課後~ <u>午後 7 時</u>	放課後〜午後7時 (クラブによって異なる)
時間	土・長期休 業日	午前8時30分~ <u>午後5時</u>	午前8時30分~ <u>午後7時</u>	午前8時30分~午後7時 (クラブによって異なる)
利用料		無料	月額 5,000 円+おやつ代	平均月額 18, 200 円
登録人数 (R2.4 確定値)		48, 492 人	14,013 人	9,607 人
所管省庁 (事業名)		文部科学省 (放課後子供教室事業)	厚生労働省 (放課後児童健全育成事業)	厚生労働省 (放課後児童健全育成事業)

2 子ども・子育て会議 放課後部会での検討状況

- 7月 現状の報告、見直しの必要性、検討の視点(子どもの育成支援、保護者ニーズ、活動環境、 安定的な運営)について情報の共有・意見交換
- 9月 見直しの方向性の共有・意見交換

【参考2】「子ども・子育て会議 放課後部会」の概要

横浜市子ども・子育て会議条例に基づき、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における放課後事業関連の調査審議と、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」における、市町村が設置する運営委員会の役割を兼ねた審議会です。

放課後部会 委員(※は臨時委員) 10名

(有識者) 千葉敬愛短期大学学長、文教大学人間学部准教授

(関係者) 横浜市青少年指導員連絡協議会委員、横浜市PTA連絡協議会副会長、横浜市主任児童委員連絡会代表、横浜市子ども会連絡協議会会長(※)、横浜障害児を守る連絡協議会副会長(※)、横浜市小学校長会副会長(※)、横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課首席指導主事(※)

(その他) 市民委員

3 現状と課題

調査の分析や、放課後部会での運営法人による現状報告、新型コロナウイルス感染症の影響などによって、次の課題があることが確認できました。

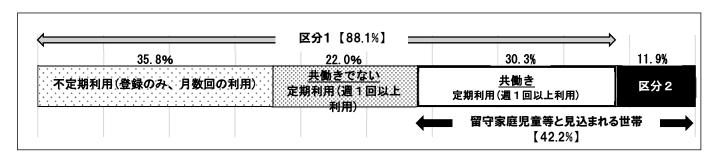
(1) 保護者ニーズへの対応

留守家庭児童等と見込まれる世帯(全体の42.2%)は、適切なおやつの提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。また、全体として「(体験・創作活動などの)プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

(2) 留守家庭児童等への支援不足

留守家庭児童等と見込まれる世帯のうち、区分2の登録はその1/4(11.9%)に留まっています。このため、区分1を利用している残りの3/4(30.3%)の児童に対して留守家庭児童等に必要な「生活の場」を提供し健全な育成を図ることが十分できていません。

【参考3】キッズクラブ登録児童の利用頻度と保護者の就労状況(H30調査結果)



(3) 運営法人からの要望への対応

保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の 負担が増加しているため、事務の効率化や、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望が運営法 人から求められています。

(4) 潜在的なニーズ・新型コロナウイルス感染症に伴う対応

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。 その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、令和2年度の区分2の 登録者が約1.4 倍に急増するなど、潜在的な留守家庭児童の存在や短時間利用のニーズが浮き彫 りになっています。

4 見直しの方向性

「遊びの場」、「生活の場」それぞれの事業内容の強化や、区分2の中に「新区分」を設けることによる利用区分の明確化、さらに、利用者のニーズや運営法人からの要望を踏まえることで、質的充実と安定的な運営を実現していきます。

(1)「生活の場」の充実

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、おやつ時間の前倒し(17 時⇒ 16 時)や、学習時間を設けるなど、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。また、区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。

(2)「遊びの場」の充実

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

(3) 現行区分の見直し・役割の明確化

「生活の場」の充実のために、「遊びの場」である区分1の利用は 16 時までに短縮します。 また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止し、区分2のみの利用と します。

(4) 運営法人の安定化に向けた支援

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い「制度の見直し」、「人材の確保」等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。

(5)「新しい生活様式」等への対応

猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

报期

			放課後子供教室 区分 1	室 放課後児童健全育成事業 区分 2		
役割 遊びの場 遊びの場+生活の:	役割	役割	遊びの場	遊びの場+生活の場		
利	利 ' '	利 ' '	放課後~午後5	時 放課後~午後7時		
用時間 土・長期休業日 午前8時30分~午前8時30分~午後7時	時 長期 休業	時間 長期 休業				

	放課後子供教室	放課後児童健全育成事業		
	区分 1	<u>新区分</u>	区分2	
	遊びの場 (充実)	遊びの場 <u>(充実)</u> -	+生活の場 <u>(充実)</u>	
>	放課後~ <u>午後4時(コ</u> ロナや猛暑等の状況 下では利用制限も) <u>※</u>	放課後~ <u>午後</u> <u>5 時</u>	放課後~午後 7時	
	①土:原則廃止 ②長期休業日: 1~2時間程度	午前8時30分~ 午後5時	午前8時30分~ 午後7時	

[※] 令和2年7月以降は感染防止を踏まえて、区分1は最大90分、利用制限を行うなど限定的に実施中

5 その他検討事項について

4年度に向けて、その他ニーズが高い要望について引き続き検討していきます。

また、キッズクラブにも放課後児童クラブにも共通する事項(人材育成・確保、運営に関する支援等)は、同時に見直しを実施します。

6 令和2年度の予定

- (1) 子ども・子育て会議 放課後部会 見直し(案)について検討・まとめ(~12月)
- (2) 市会

第4回定例会 常任委員会 検討の進捗について報告